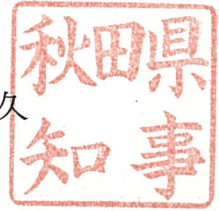


(写)

総 一 1044
平31総第1714号
令和2年1月31日

防衛大臣 河野 太郎 様

秋田県知事 佐竹 敬久



秋田市市長 穂積 志



イージス・アショアの配備候補地に係る検討等について（申入れ）

秋田県政及び秋田市政の推進につきましては、平素から格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、イージス・アショアの配備候補地に係る検討等に当たり、対応をお願いしたい事項について、別添のとおり申入書として取りまとめました。

つきましては、今後、配備候補地に関する再調査・検討及び再説明を行うに当たって、御配慮くださるようお願いいたします。

イージス・アショアの配備候補地に係る検討等について

イージス・アショア配備の可否の判断のため、秋田市の陸上自衛隊新屋演習場で行われた適地調査については、昨年5月に結果等の説明がありました。が、説明資料が極めて杜撰であったことや、具体的な住民の安全対策に関する説明がないことなどから、地域住民を中心として多くの人が強い不信感を抱いており、住宅地に近い新屋演習場への配備は無理があるのではないかと、思わざるを得ない状況になっております。

つきましては、今後の配備候補地に関する検討等に当たっては、下記の事項を十分踏まえた上で対応して下さるよう申し入れます。

記

1 イージス・アショアの必要性等について

- (1) 我が国を取り巻く安全保障環境がめまぐるしく変化する状況において、改めて、イージス・アショア導入の合理性や可及的速やかに配備を進める必要性、運用開始時期の見通しを示すこと。
- (2) 秋田県付近及び山口県付近に配備することにより、国土全域をバランス良く防護できるとした数理的な分析結果を、想定している防護範囲とともに可能な限り明確に示すこと。

2 配備候補地に係る再調査・検討等について

- (1) 配備候補地に係る再調査・検討及び総合的な評価に当たっては、防衛省が新屋演習場を適地とした時点の前の段階に戻り、新屋演習場を含む全ての候補地について、改めてゼロベースで公平な観点から調査・検討し、その結果に基づいて適切に評価すること。
- (2) イージス・アショアは陸上に固定して運用する装備品であり、周辺地域の安全確保等について最大限の配慮が必要であることから、再調査の結果に基づく検討や総合的な評価に当たっては、住宅地等からの距離、候補地周辺の公共施設の利用者数や居住者数等を重要な基準に位置づけるとともに、それぞれの候補地において適切に評価すること。

(3) 平時のみならず、特に有事・テロ等が生じた場合について、具体的なリスクを想定するとともに、合理的な住民の安全対策等についても具体的に検討すること。

(4) 再調査・検討等の実施に当たっては、再調査の開始や終了などの各段階における手続の進捗状況等について、的確に報告すること。

また、検証作業に当たって立ち上げた外部有識者で構成する専門家会議における検証内容について、適宜関係自治体に情報提供すること。

3 検討結果に基づく再説明等について

(1) 検討結果等については、詳細で正確な説明資料に基づき合理的な説明を行うこと。

(2) 配備候補地の選定に当たっては、地域住民の安全が可能な限り担保されることが重要であることから、検討結果等に基づく再説明においては、住民の安全対策等についても具体的に説明すること。

(3) 過去の説明においては、レーダーの照射方向、ミサイルの発射方向、津波対策のかさ上げ工事、仰角10度の根拠等、候補地選定の前提条件に関する説明が不十分であったが、今後の再説明においては、特に有事の際を前提として、運用上生じ得る技術的な疑問に対する回答を明確に示すこと。

(4) 検討結果等に基づく再説明を受けた後、新屋演習場を含む全ての候補地について、ゼロベースで公平な観点から再調査・検討を行ったか、想定される装備運用を踏まえた住民の安全対策等について十分に検討されているかなどについて確認し、新たな疑問や問題点等が生じた際には、改めて説明や対応を求める必要があることから、そのための時間を十分に確保するとともに、真摯に対応すること。

(5) 調査結果を踏まえて配備候補地となる国有地等を選定した場合でも、地元の理解が得られない限りは、特定の配備地を前提とする関連予算の計上を含め、工事の着手など配備につながる手続を強行しないこと。